

設 備	概 要	設 備 構 成
脱臭設備	各設備から発生する臭気を環境の保全上支障が生じないように処理できる設備	臭気ファン、薬液洗浄設備、生物脱臭設備、活性炭吸着設備 等
取排水設備	希釈水やプロセス用水を取水・給水する設備、及び雑排水を処理過程へ移送する設備	取水設備、用水設備、生活用水設備、排水設備 等
電気・計装設備	電気設備は電力会社から受電した電力を必要とする電圧に変成し、それぞれの負荷設備に供給する目的で設置される設備。計装設備は施設の規模とその内容、運転管理方式などによく適合し、調和のとれたもの	受変電設備、配電設備、動力設備、照明設備、計装設備及び電気・計装配線 等
土木・建築設備	処理施設及び場内の管理のための事務室、試験室等を含む建築物	上記処理設備に必要な水槽、設備設置に必要な建築物、基礎及び杭

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	○ 循環交付金（有機性廃棄物リサイクル推進施設）
交付要件、補助要件	前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式を含む）を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。 ²⁹
性能指針	VIII ごみ高速堆肥化施設を参照
交付率	1 / 3 ※沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島において循環交付金に交付申請する場合でし尿を処理する施設を整備する場合、1 / 2 ³⁰

²⁹ 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第18項（1）シ

³⁰ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表2

(9) 最終処分場

1) 施設概要

生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的・物理化学的に安定な状態にすることができる埋立地とその主要施設、管理施設、関連施設を併せた総体の施設。³¹

一般廃棄物最終処分場は、産業廃棄物最終処分場の管理型最終処分場と同一機能のものであり、重金属類、有害物が一定の溶出基準以下の一般廃棄物、および燃え殻、ばいじんなどにあたってはダイオキシン類含有量 3 ng-TEQ/g 以下の廃棄物を埋め立て処分するもの。³²

2) 処理フロー図の例

処理フロー図の一例を下記に示す。なお、例であり設備構成は必ずしも下図に限らないことに留意されたい。

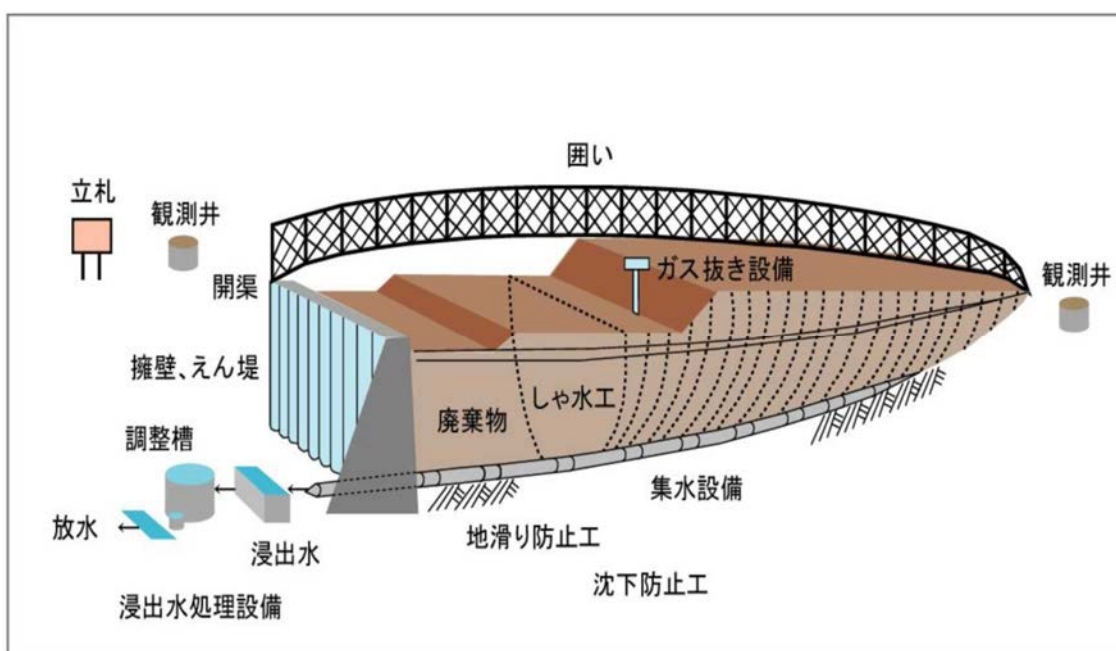


図 3-1-16 処理フロー図の例³³

³¹ 廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（最終処分場編）P12

³² 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 P173

³³ 環境省：放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会（第4回）資料 5,P2、https://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/waste_safety04/mat05.pdf

3) 設備構成

主要な設備構成は以下のとおりである。

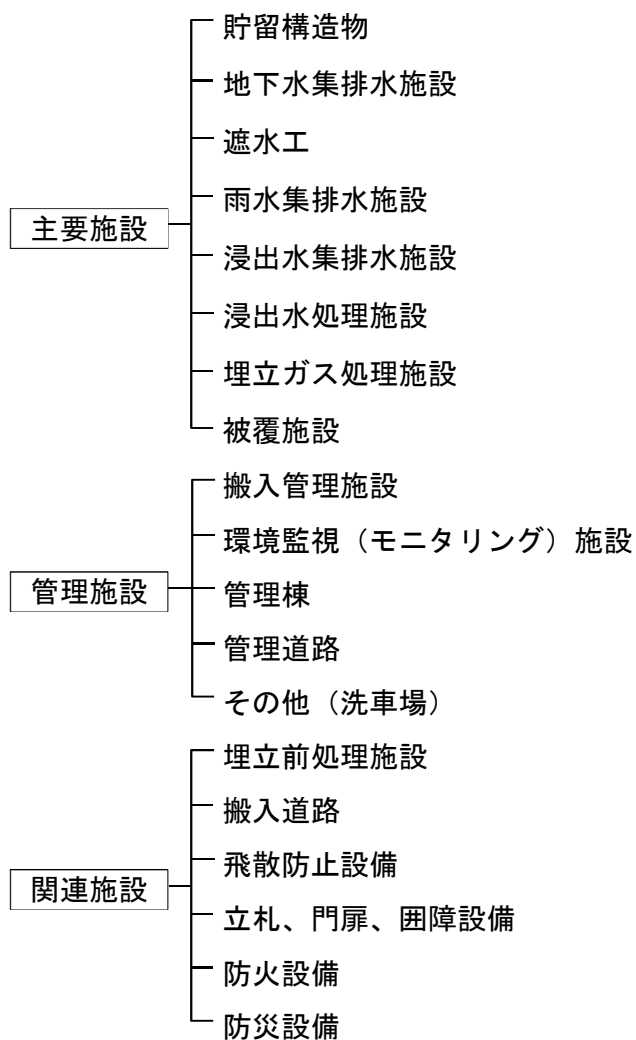


図 3-1-17 設備構成³⁴

³⁴ 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 P60 をもとに作成

表 3-1-9 構成設備の概要³⁵

区 分	構 成	概 要
主要施設	貯留構造物	廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するための構造物をいい、コンクリートダム形式、盛土ダム形式、擁壁構造などがある。 具備すべき機能として、廃棄物の貯留機能、浸出水の流出遮断機能、浸出水の集水・取水機能、洪水調整機能、天端通路機能、取水塔設置機能、地下水排水機能、廃止後の浸出水の放流機能、景観機能・跡地利用機能がある。
	地下水集排水施設	地下水や湧水を有効に集め、速やかに排除するための施設。 一般的には、有孔管などを栗石や砕石などのフィルター材で覆った暗渠排水構造とし、上下流方向に幹線を布設し、横断方向には枝線を接続する形式となる。
	遮 水 工	浸出水による水質汚濁を防止するための一連の施設をいい、表面遮水工と鉛直遮水工に大別される。表面遮水工には、遮水シート工、土質遮水工および水密アスファルトコンクリート遮水工などがある。鉛直遮水工には、注入固化工、連続地中壁工および鋼製矢板工などがある。 以下の機能が求められる。遮水機能、損傷防止機能、漏水通過時間確保機能、汚染軽減機能、損傷モニタリング機能、修復機能。
	雨水集排水施設	埋立地外に降った薄いが埋立地内に流入しないように、また、埋立前の区画に降った雨水が廃棄物層に流入しないように雨水を集排水するための施設をいう。
	浸出水集排水施設	埋め立てられた廃棄物が保有する水分や埋立地内の廃棄物層を通過した浸出水を速やかに集排水し、浸出水処理施設に送るための施設をいう。 集排水管、集水ピット・バルブ、送水管、などから構成される。
	浸出水処理施設	埋立地内の浸出水集排水施設によって集められた浸出水を放流先の公共の水域および地下水を汚染しないよう処理するもの。浸出水処理設備の他に、浸出水取水設備、浸出水調整設備、浸出水導水設備、処理水放流設備などから構成される。
	埋立ガス処理施設	埋立地から発生するガスを排除するために埋立地内部に設置される堅型あるいは法面に設置される通気設備をいい、その多くは浸出水集排水施設を兼用している。
	被 覆 施 設	埋立地に雨水が入らないように埋立地上部に設けられた屋根などの施設をいう。被覆施設は、通常の最終処分場以外に埋立地を覆う構造物としての被覆設備（覆蓋）と、それによって埋立作業、維持管理、環境保全上必要となる付帯施設から構成される。
管理施設	搬入管理施設	最終処分場に搬入される廃棄物の計量、質の分析や展開検査と記録管理などを行うための施設をいう。
	環境監視（モニタリング）施設	最終処分場の埋立中、埋立終了後を通じて、水質、埋立ガス、搬入廃棄物の量と質、地下水質、騒音・振動、廃棄物の飛散などを監視するための施設をいう。

³⁵ 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版 用語の定義他各所より引用

区 分	構 成	概 要
	管 理 棟	環境の保持、安全の確保、経済的な運営のために、搬入される廃棄物の検査・計量、埋立計画と埋立状況との整合性確認、覆土材の確保、区画堤の設置、浸出水処理施設の運転・保守、モニタリングなど一連の作業を計画的に行うために設置する。
	管 理 道 路	最終処分場の諸施設の日常管理や保守・点検、防火、安全管理などのほかに資材などを搬出入するための道路をいう。
関連施設	埋立前処理施設	埋立処分を行う前処理のための施設をいい、廃棄物の破碎・選別処理、熔融処理、廃棄物の洗浄処理などの施設がある。
	搬 入 道 路	廃棄物や覆土材を最終処分場へ搬入するための道路をいい、一般車両も利用する公共道路と公共道路から最終処分場にいたる進入道路からなる。進入道路は廃棄物の埋立地にいたるまでの範囲とし、埋立地内に設置される場内道路とは区別する。
	飛散防止設備	廃棄物が強風や、鳥類などによって飛散し、埋立地周辺の環境を汚染することを防止するための設備をいう。一般に覆土の励行、散水などの日常管理と併せて飛散を防止する。
	立札、門扉、圍障設備	最終処分場の入口には立札・門扉を設けるとともに、みだりに最終処分場に立ち入るのを防位するための圍障設備を最終処分場の周囲に設置する。
	防 火 設 備	消火機器の常備、防火用水・防火用土砂（覆土材と兼用）の確保、防火帯の設置ならびに散水車・ブルドーザなどの消防車としての利用が有効である。
	防 災 設 備	最終処分場で発生するおそれのある災害を未然に防止するための設備をいい、防災調整池、砂防施設・地すべり防止施設などがある。

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	○ 循環交付金（最終処分場） ○ 施設整備交付金（最終処分場）
交付要件、補助要件	可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く ³⁶ ※沖縄県、離島地域、奄美群島においては、循環交付金を活用し、可燃性廃棄物直接埋立施設の整備が可能（可燃性廃棄物直接埋立施設） ³⁷
性能指針	特記事項無し

³⁶ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 1 第 7 項

³⁷ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 1 第 1 6 項

交 付 率	1 / 3 ※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合 1 / 2 ³⁸
-------	-----------------------------------------------------

(10) 最終処分場再生事業

1) 事業概要

基準に適合していない最終処分場を適正なものに再生させ、併せて既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業、および適正な最終処分場について、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業。

2) 処理フロー図の例

「(9) 最終処分場」参照

3) 設備構成

「(9) 最終処分場」参照

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金（最終処分場再生事業） ○ 施設整備交付金（最終処分場再生事業）
交付要件、補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること ・ 5 か年分以上の埋立容量を増加させるための事業であること <p>なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。³⁹</p>
性能指針	特記事項無し

³⁸ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 2

³⁹ 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第 18 項 (2)

交 付 率	1 / 3 ※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合 1 / 2 ⁴⁰
-------	-----------------------------------------------------

(1 1) 廃棄物運搬中継施設

1) 施設概要

収集地域と処理施設との間で、収集・運搬効率を高めるためにごみ（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃物及びプラスチック類）の圧縮、大型運搬車への積替え等、廃棄物の運搬中継を行う施設。

2) 処理フロー図の例

処理フロー図の一例を下記に示す。なお、例であり設備構成は必ずしも下図に限らないことに留意されたい。

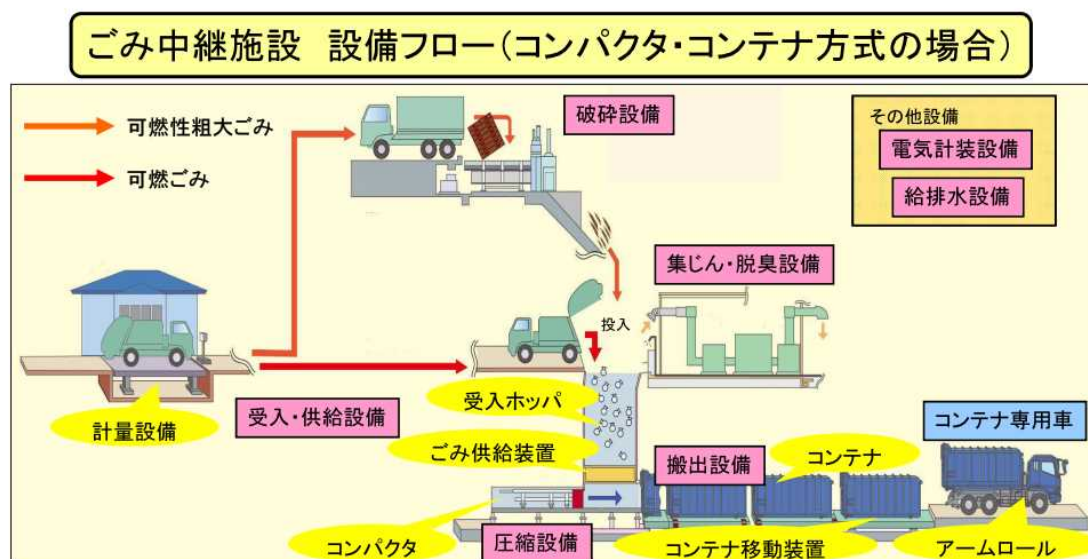


図 3-1-18 処理フロー図の例

⁴⁰ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 2

3) 設備構成

主要な設備構成は以下のとおりである。

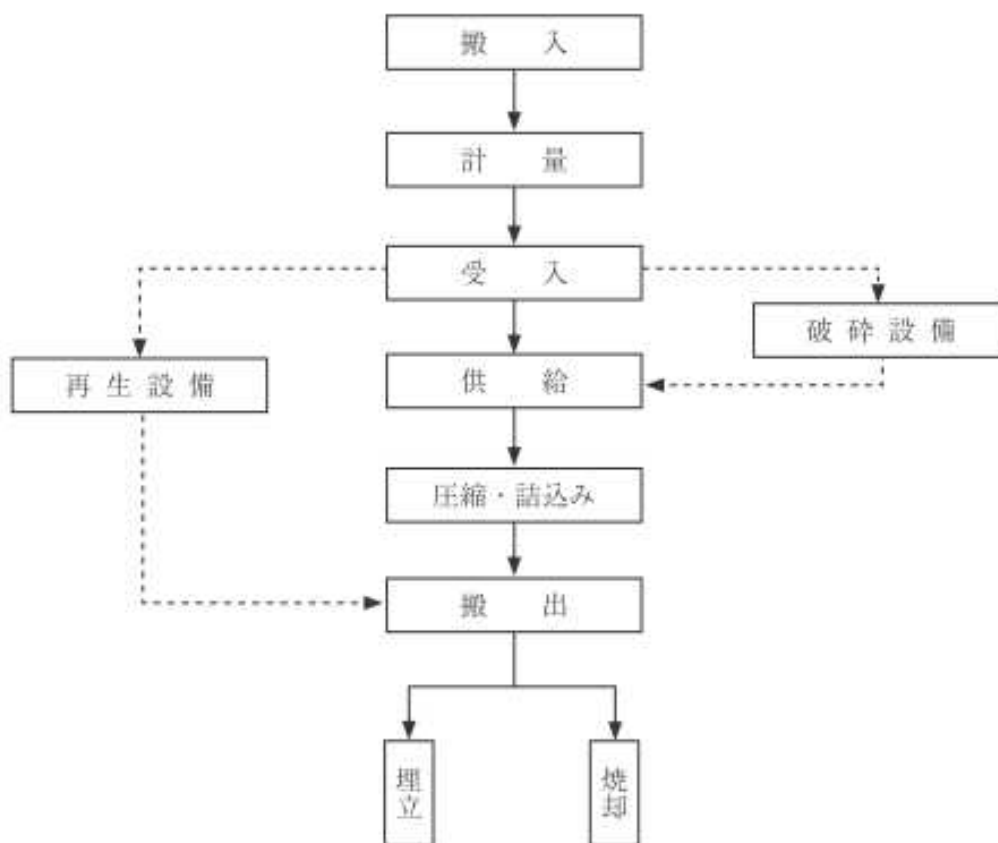


図 3-1-19 設備構成⁴¹

表 3-1-10 構成設備の概要⁴²

設 備	概 要
受入・供給設備	ごみの搬入・搬出を管理する計量機、収集・運搬車両のための進入退出路、貯留ピット・貯留場等にごみを搬入するためのプラットホーム、搬入ごみを一時貯留する受入ホップ、受入ホップに貯留されたごみを圧縮設備に供給するごみ供給装置等で構成される。
破 碎 設 備	搬入された可燃性粗大ごみを破碎する設備で、その他これに付属する各種の保安・保全装置等で構成される。
圧 縮 設 備	コンパクト・コンテナ方式において、供給されたごみを圧縮しコンテナに詰込むための設備でコンパクト（圧縮機）、油圧装置等で構成される。コンパクトには、油圧駆動のコンテナ引寄せ装置、コンテナ固縛装置、クロスバー着脱装置等が装備されており、必要な動力源は油圧装置から供給される。同様の設備として、ごみを連続かつ定量的に切り出し、大型収集車に積み込むことができる貯留排出機及びホップに投入されたごみを圧縮し、紐掛けやベ어링等により梱包する梱包機がある。

⁴¹ ごみ処理施設の計画・設計要領 2017 改訂版 P668

⁴² ごみ処理施設の計画・設計要領 2017 改訂版 P668-669 を参考に作成

設 備	概 要
再 生 設 備	有価物を必要に応じ加工して輸送や再利用を容易にするもので、対象とする有価物の加工に適した設備とする。有価物としては、鉄、アルミ、生きびん、ガラスカレット、ペットボトル、紙、布、プラスチック等があり、設備としては、金属プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、プラスチック製容器包装圧縮梱包機、プラスチック類圧縮減容機、紙類結束機、びん破砕機、発泡スチロール減容機等がある。
搬 出 設 備	コンパクト・コンテナ方式において、コンテナをコンパクトの接続位置と脱着装置付コンテナ専用車の積卸しーの間を移動させるコンテナ移動設備であり、台車、コンベヤ等の単独又は組合せにより構成される。また、コンテナ保管設備は、コンテナを施設内に一時保管するための設備で、ヤード方式、ストック台方式等がある。コンテナ本体及びアーム式の脱着装置付コンテナ運搬車も本設備である。
集じん・脱臭設備	施設内の周辺環境や作業環境の保全のために設けられるもので、フード、ダクト、集じん機、排風機、脱臭装置等で構成される。
給 水 設 備	水源から各装置までの冷却水、洗浄水及び発じん防止のための散水、消火用水のためのものでポンプ類、タンク類、配管等で構成される。
排水処理設備	計画内容により異なるが、各種の汚水の発生が考えられる場合はこれを処理するか、あるいは集合させてバキューム車等で搬出するためのものである。又は、周辺下水処理施設に余力があるなどの条件によるが、集水した汚水を希釈攪拌し下水道放流する場合もある。処理設備は、各種ポンプ、タンク類、配管等で構成される。
電 気 設 備	これら全般のものに必要な電力を受電し、各機器の必要部（電動機など）に配電するものである。
計 装 設 備	施設の運転・制御に必要な設備である。

4) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交 付 金 等 の 区 分	○ 循環交付金（廃棄物運搬中継施設） ○ 施設整備交付金（廃棄物運搬中継施設）
交 付 要 件、補 助 要 件	ごみ処理の広域化・施設の集約化に伴うものであること
性 能 指 針	特記事項無し
交 付 率	1 / 3 ※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合 1 / 2 ⁴³

⁴³ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 2

3-2 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

■廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業とは

ごみ焼却処理施設、し尿処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業。交付対象となる事業には、単なる延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などCO₂削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められる。

なお、建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する「大規模リフォーム（リニューアル）」は、「新設」として扱うため本事業には当たらない。⁴⁴

■廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の対象

廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とする。⁴⁵

なお別事業として廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県のみ交付対象）がある。交付要件、交付率は第4章 交付率・補助率の早見表を参照されたい。

■廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に共通する交付要件⁴⁶

- ・ あらかじめ処理施設の各設備の状況を把握した上で延命化計画を策定すること（ただし、同様の内容を含む他の計画を有する場合は、この限りではない）
- ・ 完成後25年未満の施設については、基幹的設備改良事業を実施した後10年以上施設を稼働すること
- ・ 基幹改良事業として行った施設の延命化措置の効果及び設備の地球温暖化対策の効果（CO₂削減に資する機能向上を実施した場合）、災害廃棄物処理体制の強化の効果（災害廃棄物処理体制の強化を実施した場合）が維持できるよう施設保全計画を策定すること（ただし、同様の内容を含む他の計画を有する場合は、この限りではない）

⁴⁴ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（令和3年4月改訂）P.I-3、II-2、III-2

⁴⁵ 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18（3）ア、イ

⁴⁶ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（令和3年4月改訂）P.I-10～13、II-7～8、III-6～7

(1) ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業

1) 実施内容

地球温暖化対策または災害廃棄物処理体制の強化に資する改良が対象となる。

■地球温暖化対策

CO₂排出量の削減には、エネルギー回収対策、省エネルギー対策のどちらか一方、若しくは両方の対策が必要である。

① エネルギー回収対策

水噴射式施設 : 余熱回収装置の能力強化、ボイラ発電施設への変更

ボイラ式施設 : 発電設備の追加設置、低空気比燃焼への変更、蒸気条件(温度・圧力・量)の変更、蒸気タービンシステムの効率向上、蒸気の効率的利用

② 省エネルギー対策

水噴射式施設 : 全連続運転への変更

ボイラ式施設 : ごみ焼却能力回復による消費電力量削減、機器の消費電力量削減、建築設備の変更

なお、主な対策事例については「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の表 I.2.3、表 I.2.4 を参照されたい。

■災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の受入を行う拠点施設には、下記の設備・機能を装備すること。

① 耐震・耐水・耐浪性

建築基準法等の規準に準じた診断および設計・施工、ハザードマップ等で定められている浸水水位に基づく対策

② 始動用電源、燃料保管設備

商用電源が遮断した状態でも1炉立ち上げることができる発電機を設置、始動用電源を駆動するために必要な容量を持った燃料貯留槽を設置

③ 薬剤等の備蓄倉庫

薬剤等の補給ができなくても運転が継続できるよう貯槽等の容量を見直し増設す

ること。また水については1週間程度の運転が継続できるよう取水方法を検討

なお、主な対策事例については「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の表 I. 2. 6 を参照されたい。

3) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

a. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 3）として事業を行う場合

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金 (廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率 1 / 3)) ○ 施設整備交付金 (廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率 1 / 3))
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的設備改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される CO₂ の量が一定以上削減されること (CO₂ 削減率 3 % 以上かつ CO₂ 排出量の基準に適合すること)、またはメタンガス化施設を増設すること ② 基幹改良事業後は、全連続運転をすること (ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域についてはこの限りではない) ③ 整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること <p>※①および③はどちらか一方が必須、②は必須</p>
性 能 指 針	IV ごみ焼却施設、及びV 焼却残さ熔融施設を参照
交 付 率	<p>1 / 3</p> <p>※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、1 / 2⁴⁷</p>

⁴⁷ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 2

b. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 2）として事業を行う場合

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金 （廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 2）） ○ 施設整備交付金 （廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 2））
交 付 要 件	<p>① 基幹的設備改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される CO₂ の量が一定以上削減されること（CO₂削減率 20%以上）</p> <p>② 整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること</p> <p>※①は必須、③は選択可</p>
性 能 指 針	IV ごみ焼却施設、及びV 焼却残さ熔融施設を参照
交 付 率	<p>循環交付金 : 1 / 2（し尿処理施設に限る）</p> <p>施設整備交付金 : 1 / 2（し尿処理施設に限る）</p>

c. 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業またはエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業として実施する場合

事 項	内 容
交付金等の区分	<p>○ 二酸化炭素交付金 (廃棄物処理施設への先進的設備導入事業)</p> <p>○ 二酸化炭素補助金 (エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業)</p> <p>ただし原則として、二酸化炭素交付金に交付申請できるのは、二酸化炭素交付金を活用し、平成 31 年度(令和元年度)中に同交付金交付要綱別表 1 の 2 項の事業(廃棄物処理施設への先進的設備導入事業)により、施設本体の整備に着手する場合に限る⁴⁸</p>
交 付 要 件	<p>① 基幹的設備改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される CO₂ の量が一定以上削減されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素交付金の場合 CO₂ 削減率 3% 以上かつ CO₂ 排出量の基準に適合すること ・二酸化炭素補助金の場合 CO₂ 削減率 5% 以上かつ CO₂ 排出量の基準に適合すること) ・メタンガス化施設増設の場合はバイオガスの熱利用率が 350kWh/ごみ t 以上。 <p>② 基幹改良事業後は、全連続運転をすること(ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域についてはこの限りではない)</p> <p>③ 整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること</p> <p>※①②は必須、③は選択可</p>
性 能 指 針	IV ごみ焼却施設、及びV 焼却残さ熔融施設を参照
交付率、補助率	1 / 2

⁴⁸ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルQ&A集(令和3年4月改訂) Q.I.1.2

(2) し尿処理施設の基幹的設備改良事業

1) 実施内容

地球温暖化対策または災害廃棄物処理体制の強化に資する改良が対象となる。なお、し尿処理施設の場合は資源化施設を含まないが、基幹的設備改良事業は資源化施設も交付対象となる。

■地球温暖化対策

CO₂排出量の削減には、電力使用量削減対策、薬品使用量削減対策、化石燃料使用量削減対策のいずれか一方、若しくは組み合わせの対策が必要である。

① 電力使用量削減対策

し尿処理に必要な機械設備による消費電力や照明・換気扇などの建築設備による消費電力を削減する。

② 薬品使用量削減対策

設備の高効率化や型式の変更などにより、し尿処理施設で使用する水処理や脱臭、脱水に必要な薬品使用量を削減する。

③ 化石燃料使用量削減対策

汚泥の低含水率化や助燃剤化により、乾燥や焼却に使用されるA重油等の化石燃料使用量を削減する。

なお、主な対策事例については「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の表II.2.4を参照されたい。

■災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の受入を行う拠点施設には、下記の設備・機能を装備すること。

① 耐震・耐水・耐浪性

建築基準法等の規準に準じた診断および設計・施工、ハザードマップ等で定められている浸水水位に基づく対策

② 非常用電源、燃料保管設備

商用電源が遮断した状態でも、停電時のし尿受入対応するために必要な容量を確保した発電機を設置、非常用電源を駆動するために必要な容量を持った燃料貯留槽

を設置

③ 薬剤等の備蓄倉庫

薬剤等の補給ができなくても運転が継続できるよう貯槽等の容量を見直し増設、水については1週間程度の運転が継続できるよう取水方法を検討

なお、主な対策事例については「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の表II.2.5を参照されたい。

2) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3） 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2） ○ 施設整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3） 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的設備改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出されるCO₂の量が一定以上削減されること ② 整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること <p>※①、②とも選択可</p>
性 能 指 針	特記事項は無い
交 付 率	<p>交付要件①を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂削減率20%以上：交付率1／2 CO₂削減率3%以上：交付率1／3 <p>交付要件②のみの場合： 交付率1／3</p> <p>※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、1／2⁴⁹</p>

⁴⁹ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表2

(3) リサイクルセンター、ストックヤードの基幹的設備改良事業

1) 実施内容

地球温暖化対策または災害廃棄物処理体制の強化に資する改良が対象となる。

■地球温暖化対策

CO₂排出量の削減には、電力使用量削減対策、化石燃料使用量削減対策のいずれか一方、若しくは組み合わせの対策が必要である。

① 電力使用量削減対策

マテリアルリサイクルに必要な機械設備による消費電力や照明・換気扇などの建築設備による消費電力を削減する。

② 化石燃料使用量削減対策

破砕機での防爆対策に対し、蒸気防爆方式における蒸気使用量の低減により、ボイラ燃料である化石燃料使用量を削減する。

なお、主な対策事例については「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の表Ⅲ.2.3を参照されたい。

■災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の受入を行う拠点施設には、下記の設備・機能を装備すること。

① 耐震・耐水・耐浪性

建築基準法等の規準に準じた診断および設計・施工、ハザードマップ等で定められている浸水水位に基づく対策

② 非常用電源、燃料保管設備

商用電源が遮断した状態でも、停電時の災害廃棄物受入対応するために必要な容量を確保した発電機を設置、非常用電源や重機を駆動するために必要な容量を持った燃料貯留槽を設置

なお、主な対策事例については「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」の表Ⅱ.2.5を参照されたい。

2) 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

事 項	内 容
交付金等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環交付金 (廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率 1 / 3)) ○ 施設整備交付金 (廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率 1 / 3)) ○ 二酸化炭素交付金 (廃棄物処理施設への先進的設備導入事業)
交付要件 ⁵⁰	<ul style="list-style-type: none"> ① 基幹的設備改良事業を通じて、処理施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される CO₂ の量が一定以上削減されること (CO₂ 削減率 3 %以上) ② 整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること <p>※ 循環交付金、施設整備交付金に交付申請する場合 ①、②とも選択可 二酸化炭素交付金に交付申請する場合 ①は必須、②は選択可</p>
性能指針	特記事項は無い
交付率	循環交付金、施設整備交付金 : 1 / 3 二酸化炭素交付金 : 1 / 2 ※沖縄県において循環交付金に交付申請する場合、1 / 2 ⁵¹

⁵⁰ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル (令和 3 年 4 月改訂) P. III-6~7

⁵¹ 循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 2